

令和4年

寒河江市農業委員会第6回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第6回総会

日 時 令和4年6月24日（水）午前9時30分
会 場 寒河江市立図書館2階 視聴覚室

出席委員

1番 鈴木 浩之	2番 土田 彦雄	3番 渡辺 裕之
4番 新宮 しのぶ	5番 眞木 早百合	6番 奥山 浩二
7番 芳賀 宏	8番 大泉 孝彦	9番 影沢 政俊
10番 後藤 孝好	11番 氏家 理香	12番 菊地 ひとみ
13番 猪倉 通文	14番 相原 稔	15番 片桐 道雄
16番 山田 和義	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

事務局

事務局 長 猪倉 秀行	事務局 長 補 佐 芳賀 豊彦
総務 主 査 菊地 亮	農地 主 査 高橋 昭光
農地 係 主 事 土田 修	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について

議事

- (1) 議第28号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第31号 非農地証明願の審議について
- (5) 議第32号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（農地係主事） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第 28 号から議第 32 号までの議案について一括上程します。

- （1）議第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可処分について
- （2）議第 29 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について
- （3）議第 30 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について
- （4）議第 31 号 非農地証明願の審議について
- （5）議第 32 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

以上、議第 28 号から議第 32 号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17 番、菅井です。

去る 6 月 17 日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員による調査結果報告に基づく審査と、現地調査として、農地法第 5 条申請 2 件と非農地証明願 2 件を審査しました。農地法第 5 条申請は議第 30 号 順位 13 番と順位 16 番の宅地分譲のための造成です。いずれも計画どおりであれ

ば、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはなく、問題はないと判断しました。非農地証明願は議第31号 順位5番と順位6番の白岩地区の案件です。一部、コンクリート舗装されており、老朽化した複数の小屋や車庫が建っていることから、非農地性が認められると判断しました。

その他申請された案件については、すべて異議なしとされたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまから地区審査に入ります。審査時間は30分程度としまして、10時15分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩いたします。

休憩 午前

9時43分

再開 午前

10時14分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第28号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。

氏家委員

はい、議長。11番、氏家です。

議第28号の農地法第3条の規定による許可処分についてです。

5ページをお開きください。

(議案書順位 3 4 番朗読)

場所につきましては地図にありますとおり、旧 1 1 2 号線を自動車学校の方に入っていく 5 0 0 メートルほど進んだところの J R 左沢線沿いの畑となります。現況は一部さくらんぼハウスなどがある耕作放棄地となっており、借人の耕作地と隣接しており、申請通りであればなんら問題ないと見てきました。続きまして 3 5 番。

(議案書順位 3 5 番朗読)

場所は国道 1 1 2 号線バイパス長崎大橋 1 キロメートル手前を東の方に入っていくところになります。現況は耕作放棄地となっており、借人は里芋などを栽培する予定となっております。申請通りであればなんら問題ないと見てきました。続きまして順位 3 6 番。

(議案書順位 3 6 番朗読)

場所につきましては、順位 3 5 番の近くで中身については順位 3 5 番と同様ですので説明は省略いたします。続きまして順位 3 7 番。

(議案書順位 3 7 番朗読)

場所につきましては、国道 1 1 2 号線バイパスの寒河江インターチェンジ近くのストロベリーファームから東に 1 キロメートルほど進んだところの田んぼになります。譲受人の耕作地と隣接しており、なんら問題ないと見てきました。続きまして順位 3 9 番。

(議案書順位 39 番朗読)

場所につきましては、国道 112 号線バイパスの寒河江警察署のところから南に入ったバイパス沿いの畑になります。譲受人の耕作地と隣接しており、申請通りであればなんら問題ないと見てきました。

以上の 5 件の案件について、6 月 12 日菅井会長職務代理人、渡辺委員、山田委員、小野推進委員、今井推進委員と現地を確認してまいりました。また、本日の地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

はい、議長。1 番、鈴木です。

6 ページをご覧ください。順位 40 番です。

(議案書順位 40 番朗読)

6 月 13 日に土田委員、芳賀委員、斎藤推進委員と現地を確認してまいりました。所在地は貸人の自宅と隣接しているところで、現在さくらんぼと加工用のトマトを栽培する予定となっています。中向の方もさくらんぼを栽培予定とのことだなんら問題ないと見てまいりました。

地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。

後藤委員

はい、議長。10 番、後藤です。

6 ページをご覧ください。順位 3 8 番です。

(議案書順位 3 8 番朗読)

場所については、長生園を大江町の方に向かい高速道路の下を抜け、南側に向かったところにあります。現況は耕作放棄地となっており、譲受人が耕作放棄地を解消し耕作するのであれば、補助金を使えるのではないかとということで地区の委員で相談したところでした。なんら問題ないと見てきました。続いて順位 4 1 番。

(議案書順位 4 1 番朗読)

場所については、大沼牧場の元からある 2 か所になります。個人から法人への貸付ということで申請通りであればなんら問題ないと見てきました。

地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局 (農地主査)

はい、議長。

順位 3 4 番から順位 4 1 番までの案件につきまして、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えております。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事

務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第28号「農地法第3条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第28号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第29号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

はい、議長。1番、鈴木です。

議第29号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」

8ページをお開きください。

(議案書順位5番朗読)

場所は天童大江線を天童方面に向かい國井建設方面に左折すると間もなくのところになります。6月13日に土田委員、芳賀委員、斎藤推進委員と現地を確認してまいりました。申請通りであればなんら問題ないと見てきました。地区審査で

も異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位5番は車庫建築のための転用申請です。当該地は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。立地基準は、集落接続要件を満たすため、問題はないと考えます。一般基準も、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第29号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第29号は、原案のとおり許可相当

として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。

氏家委員

はい、議長。11番、氏家です。

議第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

10ページをお願いします。

(議案書順位13番朗読)

場所ですが、所在地は寒河江高校前の道路を西川町方面に進み、元の成人病センターの北側になります。6月17日の事前審査会で現地確認しており、申請通りであればなんら問題ないと見てきました。また、地区審査でも異議ありませんでした。続きまして11ページ、順位16番。

(議案書順位16番朗読)

所在地は市立図書館の1本東側の通り沿いの樹園地になります。こちらの件も6月17日の事前審査会で現地確認しており、申請通りであればなんら問題ないと見てきました。また、地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。

鈴木委員 はい、議長。1番、鈴木です。
順位15番。

(議案書順位15番朗読)

所在地は中央通りを下河原方面に向かい、旧下河原公民館の付近になります。こちらの件も6月13日に土田委員、芳賀委員、斎藤推進委員と現地確認しており、申請通りであればなんら問題ないと見てきました。また、地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長 ありがとうございます。
続いて、高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。

影沢委員 はい、議長。9番、影沢です。
順位14番。

(議案書順位14番朗読)

場所ですが、米沢神社の付近で譲受人の自宅の隣接地になります。こちらについて6月12日に相原委員、川越推進委員で現地確認しており、申請通りであればなんら問題ないと見てきました。また、地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長 ありがとうございます。
続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査) はい、議長。

順位 1 3 番は、宅地分譲 8 区画造成のための転用申請です。当該地は、都市計画区域の用途地域にある農地であり、第 3 種農地に該当しますので、立地基準は満たしております。

順位 1 4 番は、既存の宅地内通路拡張のための転用申請です。当該地は 1 0 ヘクタール以上の一団の農地区域内にあり、第 1 種農地に該当します。立地基準は、集落接続要件を満たすため、問題はないと考えます。

順位 1 5 番は、建売住宅 2 棟建築のための転用申請です。当該地は小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地に該当します。立地基準は、集落接続要件を満たすため、問題はないと考えます。

順位 1 6 番は、宅地分譲 5 区画造成のための転用申請です。当該地は、都市計画区域の用途地域にある農地であり、第 3 種農地に該当しますので、立地基準は満たしております。

なお、順位 1 3 番から順位 1 6 番 4 件の一般基準について、いずれも、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題はないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第 3 0 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第30号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第31号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

白岩地区、新宮委員、お願いします。

新宮委員 はい、議長。4番、新宮です。
議第31号「非農地証明願の審議について」
13ページをお開きください。順位5番、6番。

(議案書順位5番、6番朗読)

この2件について事前審査会でも現地を確認しています。この2件は隣接しており、作業小屋などが建っており、現在農地性はないと判断しました。地区審査でも異議はありませんでした。

木村議長 ありがとうございます。
続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査) はい、議長。
農地法の許可要件について、特に規定はありません。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第31号「非農地証明願の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第31号は、原案のとおり決定しました。

木村議長

次に、議第32号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長補佐）

はい、議長。

事務局から令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について説明いたします。事前に送付しましたことから委員の皆様におかれましてはすでにご承知おきいただいているものと思いますが、点検評価のⅠからⅦまでの主に実績及び達成状況についてご説明いたします。15ページのⅠ農業委員会の状況についてであります。こちらにつきましては、1農業の概要を始めとしてご覧のとおりであります。次に16ページのⅡ担い手への農地の利用集積・集約化についてであります。令和3年度の目標及び実績については、集積

目標 1, 396 ヘクタール、集積実績 1, 349. 6 ヘクタール、うち新規実績 40. 8 ヘクタール、達成状況 96. 7 パーセントとなりました。次に 17 ページのⅢ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてであります。ここで、口頭で恐縮であります但年度について平成から令和へ訂正をお願いいたします。令和 3 年度の目標及び実績について、参入目標 4 経営体に対して 3 経営体で達成状況 75 パーセントとなりました。目標面積 3. 0 ヘクタールに対して実績面積 1. 7 ヘクタールで達成状況 56. 7 パーセントとなりました。続きまして、18 ページのⅣ遊休農地に関する措置に関する評価について、解消目標 3. 0 ヘクタールに対して解消実績 4. 8 ヘクタールで達成状況 160 パーセントとなりました。19 ページ、Ⅴ違反転用への適正な対応について、これまで把握されている違反転用 4 件のほか、昨年 11 月 26 日の農地常任委員会におきまして調査いたしました平塩地内の違反転用の事例などが加わりまして、前年度より 0. 29 ヘクタール増えております。今後継続して解消に向けて調査並びに指導をしてまいります。次に 20 ページのⅥ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検についてであります。令和 3 年度においての農地法第 3 条に基づく許可事務について 72 件、農地転用に関する事務 48 件、うち 4 条 6 件、5 条 42 件でありました。このほか、21 ページの農地所有適格法人についてであります。管内の農地を所有又は賃借している 26 法人のうち 22 法人から報告を受けており、報告書未提出は 4 法人となりましたが、解散などの理由によるもので問題ないと認められるものであります。情報の提供等については記載のとおりであります。最後に 22 ページのⅦ地域農業者等からの主な要望意見及び対処内容についてつきましては、当該期間中は特にございませんでした。Ⅷの事務の実施状況の公表等について、求められている事項につい

ては市農業委員会ホームページ上での公表を行っております。
以上事務局からの説明になります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、質問等のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第32号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第32号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時52分

令和4年6月24日

第6回総会 議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 5番委員.....眞木早百合.....

議事録署名委員 14番委員.....相原稔.....